

令和 8 年度香川地方最低賃金審議会
第 3 回香川県最低賃金専門部会議事録

令和 8 年 8 月 3 日（月）
高松サンプォート合同庁舎
北館 702 会議室

出席者	公 益 側	籠池、高塚、元木
	労 働 者 側	中村、西尾、林
	使 用 者 側	奥田、白石、檜垣

議 題 （１）「令和 8 年卒 新規学卒者初任給情報」等について
（２）香川県最低賃金額改正の審議について
（３）その他

○賃金室長

定刻となりましたので、ただ今から第 3 回香川県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、全委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、本日は傍聴人として 2 名の方が傍聴されております。

次に資料のご確認をお願いいたします。

資料 No. 1 令和 8 年卒 新規学卒者初任給情報（確定版）

資料 No. 2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

資料 No. 3 香川県の雇用情勢（令和 8 年 6 月分）、労働市場の動向（令和 8 年 6 月）香川県、2026 年 6 月分職業別求人、求職者希望賃金 香川労働局職業安定部

参考資料 No. 1 白石委員提出資料

以上、お配りしておりますが、不足等はありませんでしょうか。

それでは、籠池部会長、議事の進行をお願いいたします。

○籠池部会長

そうしましたらお手元の会議次第に沿って議事進行させていただきます。 議題（１）の「『令和 8 年卒 新規学卒者初任給情報（確定版）』等について」です。事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

それではご説明いたします。

1 ページの資料 No. 1 は、香川労働局職業安定部が取りまとめた香川労働局管内の令和 8 年卒の新規学卒者初任給情報でございます。最近の新規学卒初任給の動向につきましては、初任給額は、高卒は 21 万 1 千円で増加しましたが、全国平均より 2 千円低く、短大卒も 21 万 7 千円で増加しましたが、全国平均より 1 万円低く、大学卒は 24 万 6 千円と、こちらも増加しましたが、全国平均より 1 万 2 千円低い金額となっております。

5 ページの資料 No. 2 は、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果でございます。各年度も最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を集中的に行っております 1 月～3 月の結果でございます。違反率は年にもよりますが、令和 8 年は全国の違反率よりも高い違反率となっております。

7 ページの資料 No. 3 は、香川労働局職業安定部の令和 8 年 6 月分香川県の雇用情勢でございます。有効求人倍率は 1.39 倍、前月差プラス 0.03 ポイント、全国 9 位で全国平均は 1.18 倍でございます。平成 23 年 8 月以降 179 か月連続 1 倍台を維持し、正社員の有効求人倍率は 1.19 倍、前年同月比マイナス 0.05 ポイントでございます。雇用情勢判断は、「求人が求職を上回って推移しているものの、このところ持ち直しの動きに弱さが見られる。今後も物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」と判断されております。

また、17 ページ以降は、本年 6 月の職業別求人賃金、求職者希望賃金の、香川県全体と各職業安定所ごとのデータでございます。以上です。

○籠池部会長

ただ今の事務局の説明内容について、ご意見、ご質問等はございますか。

(意見等なし)

○籠池部会長

よろしいですかね。続きまして、前回、第 2 回香川県最低賃金専門部会の意見の補足として、白石委員から参考資料 No. 1 が提出されております。白石委員の方で説明をお願いできますか。

○白石委員

お時間いただきます。前回の専門部会で、参考資料 No. 1 白石委員提出資料ということで、日本商工会議所の「中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査」を提示しました。これはですね、前回もご説明しましたが、賃金を上げた会社

も、賃金を上げなかった会社も全部含まれた結果の数字ですというふうに説明いたしましたけども、それをノーペーパーでちょっとおしゃべりしましたので、ちょっと分かりやすくまとめたのがこちらでございます。仮に香川県に5社しかないA社、B社、C社、D社、E社であって、従業員が1人ずつでした、Aさん、Bさん、Cさん、Dさん、Eさんのその現行の基本給が、仮に10万円、全員10万円でした。で、今年度ですね、A、B、C社のAさん、Bさん、Cさんは5千円の賃上げがありましたけども、D社、E社は残念ながら賃上げをしなかったといった時にですね、賃上げ後の基本給というのは、A社、B社、C社のそれぞれは10万5千円になります。D社、E社は賃上げなかったということで、10万円のままになります。で、右の①、すべての企業がその賃上げの調査に応じた場合は、A社からD社までの賃金改定状況が集まりますので、①、この5社の基本給を全員足したら50万円、賃上げ額は3人だけが5千円なので1万5千円、賃上げ後の基本給の合計は51万5千円になります。これを1人当たりで平均すると、基本給10万円のところが10万3千円になったというデータになります。10万円が10万3千円なので、賃上げ率としては3%というデータになります。5社でですね。ところが、D社、E社が賃金引き上げなかったので、賃上げの結果どうですかって調査依頼した時に回答しない事例が多うございます。その場合、結果どうなるかという、A社、B社、C社しか調査に回答しないことになりますので、その集計が3社の基本給が30万円、賃上げ額が1万5千円になって、全体の賃上げ後の基本給は31万5千円。これを加重平均ということで、労働者数で割りますと、基本給10万円が10万5千円になります。割り戻しますと、賃上げ率5%という結果に集計されます。ですので、こういう実態がありますので、追加提出資料の「中小企業の賃上げ・賃金改定調査」、これは賃上げした会社もしなかった会社も含まれていますので、県内の事業者にですね、香川県内の平均的な賃上げって5%ですよって言ったら、それは違うだろうって多分言われると思うんですけど、だいたい3%というのがですね、いわゆる世間並みの賃上げだったということが分かるということを記載しています。これは後々労働局さんの集計でも出てくる「賃金改定実施事業所及び凍結事業所の産業計」みたいなお話をさせていただきます。これがこの①の方のデータに近いということを主張させていただきます。それからリビングウェイジの議論になったときに私が口頭で言ったんですけども、2023年、2024年、2025年の連合さんの意見書に引っ付いていたリビングウェイジの数字がございまして、単身の自動車なしなんですけども、東京が一番高くて香川県が真ん中の数字になります。例えば2023年ですと、東京は1,270円、香川は1,070円でした。最下位というのはですね、これ年によって違ってまして、宮崎だったり鹿児島だったりしています。その時の最下位県は1,020円だったり1,080円だったりしました。私が言いたかったのは、東京と香川の差は2023

年で 200 円です。2025 年は 220 円に開いています。リビングウェイジというのはほぼ物価上昇分を反映していますので、東京の物価上昇分よりは香川の方が物価上昇しなかったというふうに捉えられると思います。東京と最下位県の差も 250 円から 270 円に広がっています。だから東京の物価がすごく上がっているというのが分かります。私が言いたかったのは、地方最賃の差なんですけども、2023 年の東京と香川の 195 円の差が 2025 年で 190 円までっていう、わずか 5 円ですけど縮まっています。ここで連合さんの意見を聞きたいのが、リビングウェイジ、だから生活費として必要な額というのが東京よりも下がっているのだから、地方最賃の差も広がっても特に問題はないんじゃないですかという問いかけをしたいんですけど、それに対してどう思われますかということです。連合さんの意見の中に、東京と地方との額差、最低賃金の額差を縮めたいというふうな意見がございましたが、どの辺まで許容できるとお考えですかというのをこの間は聞いたということです。以上です。

○籠池部会長

よろしいですか。そうしましたら、ただ今の白石委員からのご説明についてご質問、ご意見等ございますか。どうぞ西尾委員。

○西尾委員

私、西尾から少しリビングウェイジについての解説といいますか、説明をさせていただきたいというふうに思いますけれども、少し前回の時、説明が至らなかったかもしれないですけれども、まず一つ、リビングウェイジは支出を積み上げていったということでご理解いただいたらと思います。その結果、地方によっての差はあるかもしれないですけれども、地方の金額差を証明したりとか、それにリンクしているのではないということ、今の白石委員が言われたこともありますし、もう一つ、去年香川の場合 66 円上がったと、それが反映されてないではないですかとのご意見も少しお聞きします。リビングウェイジは支出ばかりを積算していて、収入の部分は全然加味してないということでご理解をしていただいたらというふうに思います。白石委員が言われるのは、何ていうんですかね、東京と香川の物価そのものが違うからっていうご主張と言いますか、そういうご指摘なんですかね。

○白石委員

リビングウェイジは、ある程度の裕度を持った生活をしていくのに必要な金額ですよ。東京はそれが上がっている。香川は相対的に東京ほど必要なお金が上がっていないというのを示しています。その時に地方最賃が結果的に縮まってい

るんですね。そうすると、香川県の人は十分、まあ十分じゃないと思うんですけど、いい方向に進んでいるというふうに私は認識しました。支出と収入はそれは当然違います。でも、支出をカバーするのが収入でしょう。ですよね。この最初に連合さんがおっしゃった東京との額差を縮めるっていうのは主張としては分かるんですけども、支出の額がだんだん拡大しているのに、そこまで同じように上げないと、格差を縮めないといけないという主張は変わらないんですかということ聞いています。

○西尾委員

それで言うと、大都市圏との額差そのものは縮めないといけないというのが主張であります。今の端的に言うんですけども。

○白石委員

それは多分、縮めないと東京に人材が流出するからだろうと思っているんですけど、こと生活するという意味では東京との額差が広がっている、だから香川が相対的に低くなっていますので、地方最賃にそこまで引き上げる必要はあまりないんじゃないかなっていうのが感想です。結論でないと思いますけど。

○西尾委員

分かりました。繰り返しになって本当に大変恐縮なんですけど、リビングウェイジはあくまでも支出の部分を積算している金額。で、前回、県ごとに並んだリビングウェイジの一覧表が資料としてあったというふうに思うんですが、何番だったか忘れてしまったけれども、一つ一つ、例えば東京なら 1,370 円必要ですね、香川だったら 1,150 円必要ですね、これは先ほどお伝えした通り、積算していった結果がそうなっている。ここに 220 円の差があるけど、この地域間額差そのものを表現したいがためにしているのではないと。で、連合として主張させていただきたいのは、ちょっと皆さんのところに表ありますか。左の端に 1,150 円とか、県ごとの時給、これぐらい必要ですね、みたいなのがあって、2 つ目には月給があって、そのもう一つのところにパーセンテージがあるというふうに思います。つまり、連合が考えている必要な金額と地賃の差でいきますと、これだけ各県、すべての県において下回っている状況にある、これをプラスにするのが直近、急ぐ課題であろうというような認識です。ちょっとキャッチボールができてないかもしれませんが、東京においては 89.5% で、香川でいきますと 90.1% ということであります。この数字が低ければ低いほど、生活が少ししんどいということになります。つまり、ここの金額にとにかく早急に追いつきたいというのが主張であります。

○白石委員

地方最賃とリビングウェイジの差を率で出しているのは、それを追いつけないといけないというのは主張としては分かるんですけど、もう一つの見方として、東京との額差を縮めようという必要は、これから見る限りではあまり重要ではないんじゃないかというのが私どもの主張で、データの見方が違うので、ここは結論は出ないと思っています。ですから、地方最賃がリビングウェイジに追いつくために意見を出されるのは結構なんですけど、もう一つの見方として、東京との額差を縮めようという主張をされているのは、重要度が低いんじゃないですかねって私は思ったということです。

○西尾委員

リビングウェイジそのものは生計費のデータということでありますので、その点だけ押さえていただければというふうに思います。

○白石委員

生計費をカバーするための賃金だと思っているので、それはいいですよ。それは分かっているんです。東京との賃金額差を縮める必要があるって言うんだけど、東京よりお安く生活ができるので、同じ条件の健康で文化的な生活ができるようになっているので、この最低賃金とか他の賃金水準も東京に並んで上げなくてもいい、それは優先順位が低いんじゃないですかっていう主張なんですよ。

○中村委員

そもそもリビングウェイジっていうのは生計費なので、要は全体を包括してこれぐらい必要ですよっていう話。最低賃金はあくまでもその県で働くために地域別に最低賃金を定めているわけです。でも同じものを買っているのに、東京のローソンでおにぎり買っても香川で買っても同じ値段ですよ。何でこんなに働いて、何で差があるんですかっていうのが我々の主張です。東京では1200円、我々は今1036円しか払ってないんですよ。

○白石委員

それはこの資料からは全然分からない。

○中村委員

だから我々が言っているのは生計費の話です。

○白石委員

リビングウェイジが生計費は分かっているんですよ。その生計費をカバーするために賃金を主張されるでしょ。それは分かっているんですよ。でも、おにぎりをローソンで買うかどうか知らんですけど、東京で同じように生活する、いわゆる交際費を使って、電車に乗ってっていうのを全部統一した金額の差なんですよ。それはだんだん東京とか上がっていつているわけです。香川の方がお得なんですよ。同じ生活レベルを維持するにも。だったら最低賃金の額差っていうのは、優先順位としては低いんじゃないですかっていうことです。

○檜垣委員

要はうどん屋さんに行っても、東京のうどん屋さん丸亀のうどん屋さんを比較した場合、丸亀のうどん屋さんの方が安いんですよね。経費が違います。だから一緒じゃないでしょということです。

○中村委員

あるところを切り取ったらそうかもしれないが、逆のパターンもあります。

○白石委員

それをトータルしたのがリビングウェイジでしょ。

○檜垣委員

リビングウェイジでそうやって計算したら、要は香川県の方が住みやすいですよっていうことです。

○中村委員

最低必要ですよっていうことですよ。

○白石委員

必要最低賃金は東京より額差が広がっています。

○籠池部会長

各側の言い分は十分理解できましたので、以上でいいかなと思います。それぞれの意見としてはよく分かりました。そうしましたら、その他ご意見、ご質問はよろしいですかね。

(意見等なし)

○籠池部会長

そうしましたら議題（１）は以上とさせていただきます、議題（２）の「香川県最低賃金額改正の審議について」に移らせていただきます。

前回 7 月 31 日に開催された第 2 回専門部会においては、労使双方より金額のご提示を受け、その根拠もお聞き取りをさせていただきました。専門部会等で配布された資料等の客観的なデータに基づいて算出され、金額提示をしていただきましたが、ここで確認いたしますが、最終的には労側からはプラス 76 円、使用者側からはプラス 23 円のご提示がありました。双方の提示金額には乖離があります。前回の専門部会最後において、各側とも本日の審議までにさらなるご検討、歩み寄りのご検討をいただきますようお願いしておりましたが、この後、金額のご提示をいただきたと考えております。ぜひ全会一致に至るよう、各段のご配慮をお願いしたいと思います。前回最後確認いたしました通り、金額提示を各側よりいただきますが、本日については、使用者側からまず金額のご提示を受けるということでさせていただきたいと思います。繰り返しになりますが、金額提示にあたりましては、必ずその根拠と考えを述べていただけますようお願いいたします。各側の控室等について事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

各側の控室等ですが、公使・公労会議はこの 702 会議室、労側控室は 2 階の相談室、使側控室は 2 階の第 1 会議室を用意しております。702 会議室は内線番号が 6702 です、ご用があるときは、6702 をおかけください。公使会議の前に打ち合わせ時間は必要でしょうか。

○白石委員

いいです。

○籠池部会長

そうしましたら、ここから先の審議については、2 者協議ということで、率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるということで、香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規定の第 7 条第 1 項に基づいて非公開となります。傍聴人の方はご退室いただくようお願いいたします。事務局より留意事項についてご説明をお願いします。

○賃金室長

留意事項について事務局よりご説明します。

傍聴人の方には控室を用意しておりますので、事務局職員が控室までご案内し

ます。途中でお帰りになる場合は、事務局職員にお帰りになる旨お伝えください。退室後、再び傍聴が可能となる場合は、控室に事務局職員が伝えに行きますので、指定時刻までに傍聴人の方は、傍聴整理券番号と同じ席に着席してください。控室に事務局職員が伝えに行った際、控室にいらっしゃらない場合は、傍聴可能となる旨といつまでに着席するよう、指定時刻を記載した紙を控室の出入り口に入れてすぐの場所に掲示してお知らせします。なお、指定時刻までにご着席いただけない場合は、傍聴できない場合がありますので、ご注意ください。以上です。

○籠池部会長

それでは、公使会議を始めますので、労働者側委員の皆様、控え室にお移りください。事務局はご案内をお願いします。

また、傍聴人の方はご退室をお願いいたします。事務局の方は控室へのご案内をお願いいたします。傍聴人が退室までの間、審議は中断いたします。

[ここからの審議は、香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程第7条第1項ただし書きに基づき、非公開]

(全体会議)

○籠池部会長

そうしましたら会議再開いたします。これから先の審議は公開となります。専門部会等で配布されました資料等の客観的なデータに基づいて算出された金額の提示をいただきました。足元確認ではありますが、本日最終段階で、労側からはプラス 68 円の提示があり、使側からはプラス 42 円のご提示を最終段階でいただいております。ただし、双方の提示金額にはなお隔たりがあります。予定では明日が3回目、最終の審議の日程ということになりますので、ぜひとも明日、全会一致での合意に至りたいと考えておりますので、各側ともご検討いただきますようお願いいたします。最後に、「その他」であります。事務局から何かございますか。

○賃金室長

明日ですね、第4回専門部会を午後1時15分から本日と同じ702会議室において開催いたしますので、引き続きよろしくをお願いいたします。以上です。

○籠池部会長

そうしましたら、本日の審議は以上とさせていただきます。どうもありがとう

ございました。

——了——